

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6340680号
(P6340680)

(45) 発行日 平成30年6月13日(2018.6.13)

(24) 登録日 平成30年5月25日(2018.5.25)

(51) Int.Cl.		F I			
G09F	3/04	(2006.01)	G09F	3/04	Z
B31D	1/02	(2006.01)	B31D	1/02	Z
B65D	23/00	(2006.01)	B65D	23/00	H
B65D	25/20	(2006.01)	B65D	25/20	Q
			B65D	25/20	X

請求項の数 3 (全 15 頁)

(21) 出願番号 特願2014-3387 (P2014-3387)
 (22) 出願日 平成26年1月10日(2014.1.10)
 (65) 公開番号 特開2015-132684 (P2015-132684A)
 (43) 公開日 平成27年7月23日(2015.7.23)
 審査請求日 平成28年12月9日(2016.12.9)

(73) 特許権者 591186888
 株式会社トッパンTDKレーベル
 東京都港区芝浦3丁目19-26
 (74) 代理人 100064908
 弁理士 志賀 正武
 (74) 代理人 100108578
 弁理士 高橋 詔男
 (74) 代理人 100089037
 弁理士 渡邊 隆
 (74) 代理人 100094400
 弁理士 鈴木 三義
 (74) 代理人 100108453
 弁理士 村山 靖彦

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 アイキャッチラベル

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示部となるシート材と、縦方向に略並行に多数のスリットが並行かつ断続的に設けられるとともに、隣接するスリットにおいて断続する位置が前記縦方向に異なるように形成された伸縮部となるシート材とが、前記縦方向と交差する横方向の両側部において接続されて環状をなし、該伸縮部により装着時に前記環状となる周方向の大きさが拡大可能であるとともに、

前記伸縮部が可塑性を有する材質からなり、前記環状となる周方向に拡大された変形状態を維持することを特徴とするアイキャッチラベル。

【請求項2】

前記両側部の全長が接続されていることを特徴とする請求項1記載のアイキャッチラベル。

【請求項3】

前記縦方向の端部のうち、両端部が開放する状態とされるか、または、前記縦方向の端部のうち、一端部が閉塞する状態とされることを特徴とする請求項1または2記載のアイキャッチラベル。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、各種容器に装着して諸情報を表示するためのアイキャッチラベルに用いて好

適な技術に関する。

【背景技術】

【0002】

一般に、清涼飲料水や酒類、調味料等の食品、乳液等の化粧品等について、商品のPRやキャンペーン、くじ、レシピ紹介を行う場合には、店頭陳列時に消費者の注意を喚起してその広告効果を高めるために、商品名、特徴、キャッチフレーズ、その他の情報を表示したアイキャッチラベルを容器等の首部に装着することが頻繁に行われている。

特に、飲料用のPETボトル等には、特許文献1に示されるようにPETボトルの肩部に、上部に突出するようにラベルを貼り付け、商品の魅力をアピールするようにしたアイキャッチラベルが知られている。

10

この種のアイキャッチラベルとしては、ラベル基材の裏面の全面に粘着剤を塗布した後粘着力が不要な部分についてマスク印刷をすることや、あるいは、最初から粘着力が必要な部分のみに粘着剤を塗布することにより対象物の容器に貼り付けることが行われるが、一般的には前者のマスク印刷方式が採用されることが多い。

【0003】

また、特許文献2に示すように、PETボトル以外の複雑な外形形状を有する容器に装着するためのアイキャッチラベルも提案されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特開平11-208667号公報

【特許文献2】特開2009-090985号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかし、特許文献1のようなマスク印刷方式の場合には、経時変化等の原因により粘着部分が復活し商品や他の物品にくっついてしまう、あるいは、ゴミなどが付着してしまうという問題があった。

また、ラベル基材の材質によっては、ラベル自体に剛性が足りない(腰がない)場合は容器の上部に立設して突出した状態を維持できない場合があり好ましくない、さらに、ラベルの粘着面積が少なかったり、使用する粘着剤の粘着力が弱かったりするとうまくラベルを貼り付けられず、装着できないという不具合が生じる場合があるという問題があった。

30

【0006】

さらに最近では様々なデザイン形状とされる容器が出現しており、従来よりもその形状そのものも複雑になっており、このような様々な形状の容器に対応することのできるアイキャッチラベルに対する要求が高まっている。また、アイキャッチとなる突出部分を大きくしたいとの要望から、ラベル基材の材質、粘着面積や強度の選択がますます困難になってきているため、簡単な構造で安価にかつしっかりした装着性を維持しつつ、この問題を解決したいという要求があった。

40

【0007】

本発明は、上記の事情に鑑みてなされたもので、以下の目的を達成しようとするものである。

1. 安定的に装着できるアイキャッチラベルを提供すること。
2. 容器形状の違いに対応して装着できるアイキャッチラベルを提供とすること。
3. 視認領域を充分確保して視認性の向上を図ること。
4. 視認性の向上を図ること。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明のアイキャッチラベルは、表示部となるシート材と、縦方向に略並行に多数のス

50

リットが並行かつ断続的に設けられるとともに、隣接するスリットにおいて断続する位置が前記縦方向に異なるように形成された伸縮部となるシート材とが、前記縦方向と交差する横方向の両側部において接続されて環状をなし、該伸縮部により装着時に前記環状となる周方向の大きさが拡大可能であるとともに、

前記伸縮部が可塑性を有する材質からなり、前記環状となる周方向に拡大された変形状態を維持することにより上記課題を解決した。

本発明において、前記両側部の全長が接続されていることがより好ましい。

本発明のアイキャッチラベルには、前記縦方向の端部のうち、両端部が開放する状態とされるか、または、前記縦方向の端部のうち、一端部が閉塞する状態とされることが可能である。

10

【0009】

本発明のアイキャッチラベルは、表示部となるシート材と、縦方向に略並行に多数のスリットが並行かつ断続的に設けられるとともに、隣接するスリットにおいて断続する位置が前記縦方向に異なるように形成された伸縮部となるシート材とが、前記縦方向と交差する横方向の両側部において接続されて環状をなし、該伸縮部により容器等への装着時に前記環状となる周方向の大きさが拡大可能であることにより、伸縮部が変形して例えばPETボトル等の容器首部や胴部のいずれにも容易に装着できる。同時に、係止後に伸縮部の幅寸法が変化する程度に伸縮して変形可能なことで容器形状によりいっそう追従することができる。さらに、必要以上に環状となる周方向寸法が拡大してしまうことを防止して、アイキャッチラベルが脱落しないように装着状態を維持できる。

20

【0010】

同時に、多数のスリットが断続的に並設されてハニーパーやエキスパンドパネルのように構成された伸縮部において、装着時にはスリットが開いて、アイキャッチラベルにおける伸縮部表面または裏面と、スリットを透過して見える容器の表面とが同時に見えることになるため、スリットがない場合に比べて見え方を異ならせ、スリットが拡大した網状である従来無かった視覚的效果を高めて視認性を向上することができる。さらに、スリットの長さ寸法に対して、断続するスリットどうしの間隔寸法、つまり、スリット間で連続しているシート材部分の寸法を低減した場合には、アイキャッチラベルを取り去る場合に、連続しているシート材部分を切断するための力を低減することが可能となる。同時に、装着状態で搬送するために容器を搬送用箱等に収納した場合に、アイキャッチラベルが

30

容器外方に広がらないで容器に追従することで、搬送用の容積を節約することができる。これらにより、多彩な容器形状に対応して装着容易性と装着性と視認性を同時に向上し、異なる形状の容器に対して全て対応した金型を用意することなく、同一形状のラベルを適用可能として、視認効果の高いアイキャッチラベルを安価に製造することができる。

【0011】

本発明において、前記両側部の全長が接続されていることにより、容器装着時に、伸縮部が被装着物に対応して変形し、シート材を容器首部に容易に追従させることが可能となる。

【0012】

本発明のアイキャッチラベルは、前記縦方向の端部のうち、両端部が開放する状態とされるか、または、前記縦方向の端部のうち、一端部が閉塞する状態とされることにより、両端部が開放する状態とされた場合には、PETボトル等の飲料容器やワイン・酒用の容器あるいは調味料等の食品や洗剤等を収容する容器に対して、その首部を挿入してアイキャッチラベルを装着でき、また、一端部が閉塞する状態とされた場合には、容器に装着すること、あるいは、開放端を拡径するように変形させ、自立したアイキャッチとして載置することなども可能である。また、表示部の縦方向寸法を開放端よりも大きくして伸張させ、この延びた部分を折り返して蓋体とし、内部に商品等を収納することもできる。いずれの場合にも、伸縮部が幅寸法が変化する程度に伸縮して変形可能なことで容器等の形状によりいっそう追従することができる。しかも、これらの様々な容器等の形状に対応することが可能となる。同時に、伸縮部で視認性を向上することが可能となる。

40

50

【0013】

また、本発明において、前記伸縮部が可撓性を有する材質からなり、前記環状となる周方向に収縮する手段か、または、前記伸縮部が可塑性を有する材質からなり、前記環状となる周方向に拡大された変形状態を維持する手段を採用することにより、装着する容器外形に追従するか、または、環状とされた周方向への変形を維持して、用途に応じた視認性を持たせることが可能となる。

また、前記伸縮部が、前記縦方向の全長に亘って連続する配置とされるか、または、前記縦方向の一端部までの途中位置までの配置とされる手段を採用することによって、アイキャッチラベルを装着した際に、伸縮部の伸縮状態を縦方向における位置に応じて調節し、幅寸法の変化を所定の状態に設定することが可能となる、これにより、伸縮部の変形を容器形状に合わせてアイキャッチラベルの容器に対する追従を制御することが容易となる。しかも、これらの様々な容器形状に対応可能なように、伸縮部における縦方向への寸法をあらかじめ、設定することができる。同時に、横方向におけるスリットの配置を調節することにより伸縮部の伸縮度合いによる視認性を調節することが可能となる。

10

【0014】

また、前記伸縮部が、前記シート材の長手方向となる縦方向に設けられることにより、視認性の高いシート材の長手方向を表示部として供することが容易になる。

【0015】

また、前記伸縮部の横方向における幅寸法を前記縦方向位置において縮小させることができ、これにより、幅寸法が大きい縦方向端部では環状となる周方向寸法を拡大可能とし、かつ、幅寸法が小さい縦方向端部側での変形を抑制することが可能となるため、掛止時における幅寸法が大きい縦方向端部での拡径をおこなうとともに、装着状態における幅寸法が小さい縦方向端部側での拡径を抑えて係止を確実にすることができる。同時に伸縮部の拡大度合いを変化させて、幅寸法が小さい縦方向端部側から幅寸法が大きい縦方向端部側へと減少する伸縮部における幅寸法の変化に従って、順次視認性の変化度合いを変えて、よりいっそう視認性を向上することができる。

20

【0016】

本発明においては、前記伸縮部での前記幅方向における前記スリットの数、前記伸縮部における幅寸法の変化に従って縮小することができる。このように、スリットの数が多い縦方向端部側における伸縮部の幅寸法をより一層拡大可能とし、かつ、スリットの数

30

【0017】

本発明においては、前記伸縮部における前記縦方向において断続する前記スリットの長さが、前記縦方向一端部側から他端部側に向けて縮小することにより、スリット長さ寸法が大きい縦方向端部側において伸縮部の幅方向変形を大きくすることを可能とし、かつ、スリット長さ寸法が小さい縦方向端部側での伸縮部の変形を比較的抑制することが可能となるため、掛止時におけるスリット長さ寸法が大きい縦方向端部の拡径をおこなうとともに、装着状態におけるスリット長さ寸法が小さい縦方向端部の拡径を抑えて係止を確実にすることができる。同時に伸縮部の拡大度合いを変化させることで、減少するスリット長さ寸法の変化に従って、順次視認性の変化度合いを変えて、よりいっそう視認性を向上することができる。

40

【発明の効果】

【0018】

本発明のアイキャッチラベルによれば、伸縮部が変形して例えばPETボトル等とされる被装着物の容器首部や胴部に容易に装着できる。同時に、係止後に伸縮部の幅寸法が変化する程度に伸縮して変形可能なことで容器形状によりいっそう追従することができるという効果を奏することができる。これにより、粘着剤を使用せずにアイキャッチラベルを対象容器に装着できるため、糊止めした粘着剤が経時変化により復活し、商品や他の物品にくっついてしまったり、ゴミが付着してしまうという問題を防止することができる。

50

また、表示部となるシート材（ラベル）と伸縮部（フィルム）とで環状に形成された間に装着物（物品）を挟んでアイキャッチラベルを装着するので、アイキャッチラベルの大きさ、特に、表示部の大きさ（面積）を物品の形状に合わせる必要がなく、十分な視認性を有してかつ安定して装着できる。

同時に、装着時にはスリットが開いて、アイキャッチラベルにおける伸縮部表面または裏面と、スリットを透過して見える容器の表面とが同時に見えることになるため、スリットがない場合に比べて見え方を異ならせ、スリットが拡大した網状である従来無かった視覚的効果を高めて視認性を向上することができるという効果を奏することができる。

このように多彩な容器形状に対応して装着容易性と装着性と視認性を同時に向上し、異なる形状の容器に対して全て対応した金型を用意することなく、全く異なる容器形状に対応して、視認効果の高いアイキャッチラベルを安価に製造することができるという効果を奏することができる。

【図面の簡単な説明】

【0019】

【図1】本発明に係るアイキャッチラベルの第1実施形態を示す斜視図である。

【図2】本発明に係るアイキャッチラベルの第1実施形態を示す背面図である。

【図3】本発明に係るアイキャッチラベルの第1実施形態における伸縮部の伸張状態を示す斜視図である。

【図4】本発明に係るアイキャッチラベルの第1実施形態における製造方法を示す平面図である。

【図5】本発明に係るアイキャッチラベルの第1実施形態における製造方法の他の例を示す平面図である。

【図6】本発明に係るアイキャッチラベルの第1実施形態における装着例を示す平面図である。

【図7】本発明に係るアイキャッチラベルの第1実施形態における装着例を示す平面図である。

【図8】本発明に係るアイキャッチラベルの第1実施形態における装着例を示す正面図である。

【図9】本発明に係るアイキャッチラベルの第1実施形態における装着例を示す正面図である。

【図10】本発明に係るアイキャッチラベルの第1実施形態における装着例を示す正面図である。

【図11】本発明に係るアイキャッチラベルの第1実施形態における装着例を示す正面図である。

【図12】本発明に係るアイキャッチラベルの第2実施形態を示す斜視図である。

【図13】本発明に係るアイキャッチラベルの第2実施形態を示す背面図である。

【図14】本発明に係るアイキャッチラベルの第2実施形態における他の例を示す斜視図である。

【図15】本発明に係るアイキャッチラベルの第3実施形態を示す斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0020】

以下、本発明に係るアイキャッチラベルの第1実施形態を、図面に基づいて説明する。

図1は、本実施形態におけるアイキャッチラベルを示す斜視図であり、図2は、同アイキャッチラベルを示す背面図であり、図3は、同アイキャッチラベルにおける伸縮部の伸張を示す斜視図であり、図において、符号10は、アイキャッチラベルである。

【0021】

ここで説明するアイキャッチラベル10は、図1、図2に示すように、商品のPR広告やキャンペーン等の各種情報を記載して、消費者の注意を喚起しつつ情報提供するためのものであり、清涼飲料水、酒類や調味料等が充填された容器などに装着される。

【0022】

10

20

30

40

50

本実施形態におけるアイキャッチラベル10は、図1、図2に示すように、1枚のシート材とされる表側の表示部11と、外表示部の裏面に接続された1枚のシート材とされる伸縮部12とを有する。

【0023】

本実施形態における表示部11となるシート材は、紙やフィルム等の可撓性を有する概略矩形とされている。

アイキャッチラベル10は、図1、図2に示すように、表示部(シート材)11の縦方向16が長手方向となるように設定されている。表示部11の表面は表示領域とされて所定のパターン・文字等が印刷などにより形成されている。

【0024】

本実施形態においては伸縮部12が、表示部(シート材)11と略同形の輪郭を有するシート材とされ、この伸縮部12となるシート材は、紙やフィルム等の可撓性を有するが、表示部11のシート材と同材とされることもでき、これより可撓性のおおきなもの、あるいは、塑性変形しやすいもの等、表示部11のシート材と異なる材質とすることもできる。表示部11と伸縮部12との材質、厚さ等は、いずれも、アイキャッチラベル10における視認性や、被装着物の大きさ等によって、それぞれを自由に設定することができる。

表示部11と伸縮部12との縦方向16寸法は、横方向(幅方向)17寸法よりも大きく示しているが、逆に、表示部11と伸縮部12との縦方向16寸法が、横方向17寸法よりも小さく設定することや、これらを等しく設定することもできる。

【0025】

表示部(シート材)11と伸縮部12とが、その両側部13a、13bにおいて互いに接続される。両側部13a、13bにおける接続は、後述するように、互いに接着して環状(筒状)にすることもでき、また、幅方向17に連続したシート材を表示部11と伸縮部12として用いることもできる。幅方向17に連続したシート材を用いた場合でも、両側部13a、13bのうち、いずれか一方を貼着して環状にすることができる。このように、表示部11と伸縮部12との両側部13a、13bが接続されることで、表示部11と伸縮部12とが縦方向16と直交した横方向17に連続した環状の周囲形状を有する。両側部13a、13bは、縦方向16の全長に亘って互いに接続(貼着)されている。

【0026】

表示部(シート材)11と伸縮部12とは、また、図1に示すように、縦方向16の両端である上端部14と下端部15とが接続されておらず、開放端となっている。このため、本実施形態におけるアイキャッチラベル10は、概略縦方向16に開いた筒状となっている。

【0027】

伸縮部12は、横方向17においてその両サイドとなる両側部13a、13bが接続部(貼着部)とされて、これ以外の中央側部分は、主に横方向17に伸縮変形可能なように形成されている。具体的には、伸縮部14にはその横方向17全幅に、図1、図2に示すように、並行で縦方向16に延在する断続的な多数のスリットS、S...が形成されている。スリットSはいずれも上端部14と下端部15とに接続されており、伸縮部12の縦方向16の全長に延在するように配置されている。

【0028】

伸縮部14には、断続的なスリットS、Sがほぼ等しい横方向17の間隔寸法を持って形成され、また、図2に示すように、各スリットSにおける1カ所のスリット穴における縦方向16の長さ寸法Saと、スリットSにおける縦方向16の断続間隔Sbと、スリットSにおける横方向16の幅間隔Scとは、後述する視認性を向上するために、最適な値が選択される。また、スリットSの本数は、間隔Scによって設定可能であり、これによりスリットSが並行で等間隔に設けられている。

【0029】

これらのスリットSは並行に設けられ、隣接するスリットSは互いに断続する位置が互

10

20

30

40

50

い違いになるように形成されており、伸縮部（シート材）12を横方向17に引張した場合に、図3に示すように、これらのスリットSはハニーパーのように、いずれも広がるように変形可能な幅間隔Scおよび長さ寸法Saと断続間隔Sbとを持って形成される。

【0030】

本実施形態におけるアイキャッチラベル10を装着する場合には、図3に示すように、これらのスリットSがいずれも広がるように変形して、伸縮部12の横方向の長さ寸法が拡大し、これにより環状のアイキャッチラベル10における周方向の寸法が拡大する。その結果、環状のアイキャッチラベル10における周方向の寸法が被装着物の径寸法よりも大きくなり、アイキャッチラベル10における環状の内部に被装着物が縦方向16に挿入可能とする。そして、被装着物の装着位置で伸縮部12における幅寸法の拡大変形を解除して、被装着物に巻回状態となったアイキャッチラベル10を被装着物の所定位置に係止する。このとき、スリットSが、伸縮部12における幅寸法拡大時に比べるといずれも縮むように変形して、伸縮部12の幅寸法が縮小してアイキャッチラベル10における環状の内部寸法が縮径し、このアイキャッチラベル10の伸縮部12が被装着物の寸法に追従して挿着が完了する。同時に、表示部11に設けられた表示領域が被装着物の外形状にある程度追従して視認可能な角度に装着される。これにより、被装着物の陳列時に、高い視認性を奏することが可能となる。

10

【0031】

以下、本実施形態におけるアイキャッチラベル10の製造方法を説明する。

20

図4は、本実施形態におけるアイキャッチラベルの製造方法の一例を示す斜視図であり、図5は、同アイキャッチラベルの製造方法の他の例を示す斜視図である。

【0032】

本実施形態においては、図4に示すように、表示部11となる連続シート11aと伸縮部12となる多数のスリットSが形成された連続シート12aとを貼り合わせた後、所定の長さとなる縦方向16寸法に切断することでアイキャッチラベル10を製造する。

具体的には、図4に示すように、一对のローラR1, R2を介して連続シート11aを供給し、同時に、一对のローラR3, R4を介して図示しない前工程において長さ方向に延在する多数の断続するスリットSを平行に形成した連続シート12aを供給し、図示しない接着剤供給手段によって連続シート11aにおける幅方向両端位置11a3および/または連続シート12aにおける幅方向両端位置12a3に接着剤を塗布して、一对のローラR3, R4を介して連続シート11a、12aを貼り合わせて筒状の連続シート10aを形成する。その後、図示しない切断手段により、筒状の連続シート10aを所定の長さ方向寸法となるように切断して、図1～図3に示すアイキャッチラベル10を製造する。なお、図4において、各ローラあるいは、製造に必要な手段は、適宜表現するか、省略してある。

30

【0033】

また、図4においては、二枚の連続シート11a、12aを供給して貼り合わせたか、本実施形態においては、図5に示すように、幅方向の略半分のスリットSが形成された一枚の連続シート10cを幅方向に二つ折りにして幅方向片側のみを貼り合わせることもできる。

40

具体的には、図5に示すように、一对のローラR7, R8を介して、図示しない前工程において多数のスリットSが長さ方向に平行に幅方向半分となる伸縮部側領域12cに形成した連続シート10cを供給し、図示しない接着剤供給手段によって連続シート10cにおける幅方向端位置13a1および/または連続シート10cにおける幅方向端位置13a2に接着剤を塗布し、図示しない折り返し手段によって幅方向中央位置の谷折り線13b1から表示部側領域11cを伸縮部側領域12cに向かって折り返しながら一对のローラR5, R6を介して連続シート10cの幅方向の端部13a1と端部13a2とを互いに貼り合わせて筒状の連続シート10bを形成する。その後、図示しない切断手段により、所定の長さ方向寸法となるように筒状の連続シート10bを切断して、図1～図3に

50

示すアイキャッチラベル10を製造する。なお、図5においても同様に、各ローラあるいは、製造に必要な手段は、模式的に表現するか、省略してある。また、この製造方法において、谷折り線13b1付近の内側を側部13a1側と同等の接着された形状とするためにのり付けすることも可能である。

【0034】

本実施形態におけるアイキャッチラベル10は、伸縮部12において多数のスリットSが変形することで、伸縮部12の幅寸法が拡大するように変形することにより、被装着物に対して容易に環状(筒状)となったアイキャッチラベル10を貫通させて装着し、表示領域のある表示部11の視認性を高めることができる。このとき、図3に示すように、これらのスリットSがいずれも広がるように変形することで、被装着物の表面が、拡大したスリットSから見えるようになり、伸縮部12に対して予め所定のパターンを印刷等により設けることで、網目状の伸縮部12と被装着物(容器)の表面とが同時に視認できることの相乗効果として、従来、存在しなかった視認効果を得ることが可能となる。

10

【0035】

以下、図6～図11は、本実施形態におけるアイキャッチラベル10の装着例を示す図である。

容器Bは、例えば飲料等のPETボトルとされ、図6、図7に示すように、液体等を充填する容器Bの本体となる胴部B1の上部に形成された首部B3にキャップB4を緊締したものである。この容器Bの容器本体の胴部B1は、断面が略円形とされており、胴部B1の上部において、首部B3に向かって断面の径寸法が漸次小となる肩部B2が形成されている。

20

【0036】

本実施形態におけるアイキャッチラベル10は、図6に示すように、高さ方向にほぼ等しい径寸法とされる胴部B1に装着することができる。このとき、伸縮部12はスリットSが縦方向16の全長に亘ってほぼ同じような変形をし、伸縮部12の縦方向16における全長に亘ってほぼ等しい締付力で胴部B1を締め付けて、商品としての搬送時に外れない程度にしっかりと係止することができる。このとき、伸縮部12の各スリットSが開いてその断面(端部)が胴部B1の表面に当接し締め付ける際の摩擦を増して係止力を増大することができる。同時に、表示部11全体を陳列時に視認可能とすることができ、高い視認効果を奏することができる。

30

【0037】

同様にして、本実施形態におけるアイキャッチラベル10は、図7に示すように、高さ方向に上から下に拡大する径寸法とされる肩部B2あるいは首部B3に装着することができる。このとき、伸縮部12の変化が、胴部B1側では、図6に示す状態と同じように変形するとともに、同時に、首部B3側においてはスリットSが縦方向16下側位置に比べてあまり変化せず、伸縮部12の縦方向16に上から下に向かって増大する締付力で肩部B2および胴部B1を締め付けて、径寸法の異なる肩部B2から落ちずに、商品としての搬送時にも外れない程度にしっかりと係止することができる。同時に、表示部11全体をより購買者の目にとまりやすい肩部B2付近で視認可能とすることができ、より高い視認効果を奏することができる。

40

【0038】

さらに、本実施形態のアイキャッチラベル10は、図8に示すように、傘の柄C1のように径寸法はほぼ等しいが軸方向が湾曲しているものや、図9に示すように、歯ブラシC2等軸方向には径寸法がほぼ一定であるものに装着し、表示部11に陳列穴11eを設けた延長部11dを形成してフックFに掛けた状態で陳列することが可能である。

【0039】

また、本実施形態のアイキャッチラベル10は、図10、図11に示すスプレー付きの容器Dのように、PETボトル等に比べて、高さ方向に径寸法変化が著しいものにも容易に装着することが可能である。

洗剤等を充填するスプレー付き容器Dは、その本体となる胴部D1の上部に形成された

50

首部 D 3 に、さらに複雑な外形に首部 D 3 より拡張されたスプレー部 D 4 がキャップのように緊締されてなるものである。このスプレー付き容器 D の容器本体の胴部 D 1 は、断面が円形ではない上に、胴部 D 1 の上側において、首部 D 3 に向かって断面の径寸法が不均等に漸次小となる肩部 D 2 が形成されている。

【 0 0 4 0 】

同様に、本実施形態におけるアイキャッチラベル 1 0 は、図 1 0 に示すように、高さ方向に変化する径寸法となる胴部 D 1 からスプレー部 D 4 に亘って装着することができる。このとき、伸縮部 1 2 の変化が、胴部 D 1 側とスプレー部 D 4 側ではほぼ等しい状態にまで変形しているが、高さ方向中間に位置する首部 D 3 および肩部 D 2 においては、胴部 D 1 側とスプレー部 D 4 側位置に比べて伸縮部 1 2 があまり変形せず、伸縮部 1 2 の縦方向 1 6 に中間位置から上下方向に向かって増大する締付力でスプレー部 D 4 および胴部 D 1 を締め付けて、外形の複雑なスプレー付き容器 D においてもずり落ちたり外れたりせずに、商品としての搬送時にも離脱しない程度にしっかりと係止することができる。同時に、表示部 1 1 全体をより購買者の目にとまりやすい肩部 D 2 付近で視認可能とすることができ、より高い視認効果を奏することができる。

さらに、アイキャッチラベル 1 0 を、同様に、図 1 1 に示すように、肩部 D 2 から胴部 D 1 に装着することもできる。

【 0 0 4 1 】

本実施形態におけるアイキャッチラベル 1 0 は、装着状態において、網目状の伸縮部 1 2 が容易に変形することにより、被装着物の搬送中などにおいて、アイキャッチラベル 1 0 が外れてしまうことを防止できる。しかも多少アイキャッチラベル 1 0 が変形した場合でも、伸縮部 1 2 のスリット S 幅が変化することでその変形を吸収し、アイキャッチラベル 1 0 の破損を防止することが可能となる。

また、表示部 1 1 における表示領域が容器 B の肩部 B 2 やスプレー付き容器 D の形状に追従していることで、搬送中に搬送用の箱体に充填した場合などにアイキャッチラベル 1 0 が必要とする容積、特に水平方向の容積を低減することができる。

【 0 0 4 2 】

また、伸縮部 1 2 がスリット S の変形可能範囲で自由に變形できることにより、互いかなり異なる首部付近の形状を有する容器であっても、その形状の違いに追従してアイキャッチラベル 1 0 を適用することが可能となる。これにより、他種類の容器に対応して、同じアイキャッチラベル 1 0 を用いることができ、異なる抜き型を用意する必要がないため、コストの削減を図ることが可能となる。

【 0 0 4 3 】

以下、本発明に係るアイキャッチラベルの第 2 実施形態を、図面に基づいて説明する。

図 1 2 は、本実施形態におけるアイキャッチラベル 1 0 A を示す斜視図、図 1 3 は、同平面図であり、本実施形態において、上述した第 1 実施形態と異なるのは、上端部 1 4 A に関する点であり、これ以外の上述した第 1 実施形態と対応する構成には同一の符号を付してその説明を省略する。

【 0 0 4 4 】

前述した第 1 実施形態においては伸縮部 1 2 において、スリット S がシート材の長さ方向全長に亘って延在して連続した状態とされていたが、本実施形態においては、図 1 2 , 図 1 3 に示すように、伸縮部 1 2 において、スリット S が上端部 1 4 A に設けられておらず、上端部 1 4 A においてシート材 1 2 とシート材 1 1 とが接続されている。

【 0 0 4 5 】

本実施形態の本実施形態におけるアイキャッチラベル 1 0 A においては、また、伸縮部 1 2 のシート材が、変形に追従する塑性の高い材質とされている。

【 0 0 4 6 】

伸縮部 1 2 は、縦方向 1 6 の上端部 1 4 A と横方向 1 7 の両サイドとなる両側部 1 3 a , 1 3 b との三方向端部位置において、表示部 1 1 のシート材に接続されているため、伸縮部 1 2 を引張る方向に力が印加されたとき、図 1 2 に示すように、開放端である下端

10

20

30

40

50

部 1 5 側が最も変形することになる。また、伸縮部 1 2 のシート材が、変形に追従する塑性の高い材質とされていることにより、開放端となる下端部 1 5 側を拡径するように伸縮部 1 2 を変形させて、この下端部 1 5 を下にして自立したアイキャッチとして載置し、表示部 1 1 を掲示することが可能となる。

【 0 0 4 7 】

さらに、本実施例においては、図 1 4 に示すように開放端である下端部 1 5 側の表示部 1 1 を縦方向 1 6 に伸張させて、この延びた部分を折り返して蓋体 1 1 f とし、本実施形態におけるアイキャッチラベル 1 0 A 内部に商品等を収納することもできる。

【 0 0 4 8 】

本実施形態のアイキャッチラベル 1 0 A においても、上述した第 1 実施形態と同等の効果奏することができ。 10

【 0 0 4 9 】

さらに、本発明においては、図 1 5 に示すように、第 3 実施形態に係るアイキャッチラベル 1 0 B として、伸縮部 1 2 における縦方向 1 6 位置でのスリット S の本数が減少するように配置されていることができる。図 1 5 に示した例では、上端部 1 4 側が伸縮部 1 2 の全幅にスリット S が形成され、下端部 1 5 側でスリット S が形成される幅寸法を削減して中央付近のみにスリット S が形成されている。ここで、スリット S の幅方向間隔 S c は縦方向 1 6 の全長で変化させていない。これにより、伸縮部 1 2 の上端部 1 4 側では変形自由度を維持し、かつ、下端部 1 5 側では変形自由度を抑制できる。このため、この実施形態においては、図 6 に示した容器 B に対して、全体のシート材 1 1 の大きさが大きい場合などであっても、第 1 実施形態のアイキャッチラベル 1 0 と同様にキャップ B 4 付近の形状に追従してアイキャッチラベル 1 0 B を容易に装着することができる。本実施形態の場合、上端部 1 4 側を下側にして図 6 等の容器 B に装着することができる。 20

【 0 0 5 0 】

なお、本発明においては、上記の各実施形態において、図 6 に示すように、伸縮部 1 2 における次のようなスリット配置を採用することができる。

例えば、伸縮部 1 2 においては、縦方向 1 6 に上端部 1 4 側から下端部 1 5 側に向かって断続的に設けられるスリットの長さが縮小するように設定することもできる。

【 0 0 5 1 】

さらに、本発明においては、アイキャッチラベルとしてシート材の外形を矩形以外に、楕円形、円形等とすることもできる。この場合、伸縮部 1 2 の外形は上述した各実施形態と同様のものとして、表示部の外形を伸縮部 1 2 よりも大きくすることもでき、視認性を向上することができる。あるいは、表示部 1 1 の形状と伸縮部 1 2 の形状とを同じ外形として、特殊な容器形状に追従可能にすることなどもできる。 30

【 0 0 5 2 】

また本発明におけるアイキャッチラベルの実施形態においては、いずれも、スリットを平行状態に形成したが、ほぼ並んだ状態であればこの状態に限られるものではなく、互いに傾斜して設けられることも可能である。例えば、縦方向 1 6 に上端部 1 4 側から下端部 1 5 側に向かってスリット間隔が狭窄していくものや、縦方向 1 6 で上端部 1 4 側と下端部 1 5 側との間で、視認性を高めたい部分や容器に部分的な凸部の設けられた箇所など伸縮部の変形を大きくしたい部分ではスリット間隔をさらに狭くすること、あるいは、このスリット間隔の狭窄に従って、スリットの長さを長くするなどの変形例も可能である。 40

【 0 0 5 3 】

なお、本発明における具体例について説明する。

ここでは、図 2 に示すアイキャッチラベル 1 0 および図 6 に示す容器 B における諸元を示す。

スリット長さ寸法 S a ; 1 5 m m 又は 7 . 5 m m

スリット断続間隔 S b ; 3 m m

スリット幅間隔 S c ; 1 m m

伸縮部 1 2 の幅寸法 ; 5 0 m m 50

伸縮部の縦方向寸法；82mm
 容器BのキャップB4径寸法；28mm
 容器Bの胴部B1径寸法；60mm

【0054】

このようなアイキャッチラベル10において、PETボトルとされる飲料用の容器Bに装着することで、高い視認性を呈することが確認できた。

【産業上の利用可能性】

【0055】

本発明の活用例として、網状の伸縮部の下端部をラベル基材と密着させ袋状にして、表示部の外側に粘着剤を施せば、収納部分を設けたラベルとしても使用できる。また、網状の伸縮部が広がることにより、平板状のものだけでなく、やや厚みの有る付属品等も収納することができる。

10

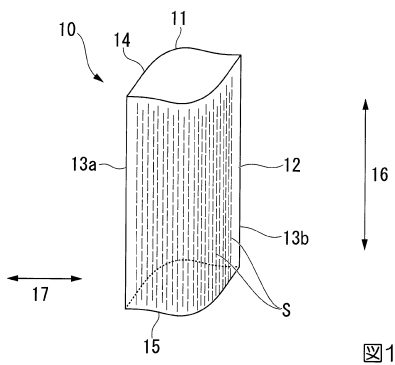
【符号の説明】

【0056】

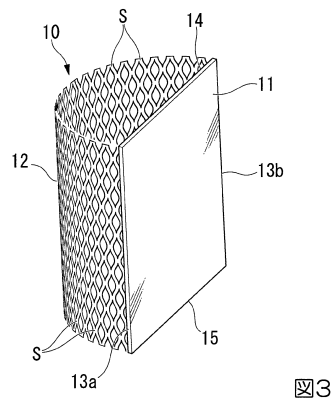
- 10, 10A, 10B ... アイキャッチラベル
- 11 ... 表示部
- 12 ... 伸縮部
- 13a, 13b ... 両側部
- 14, 14A ... 上端部
- 15 ... 下端部
- S ... スリット
- 16 ... 縦方向
- 17 ... 横方向(幅方向)

20

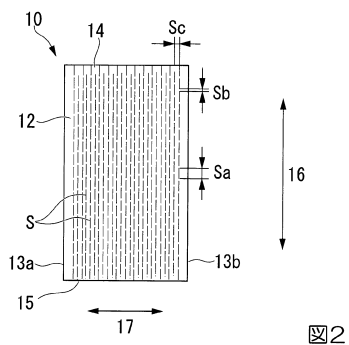
【図1】



【図3】



【図2】



【 図 4 】

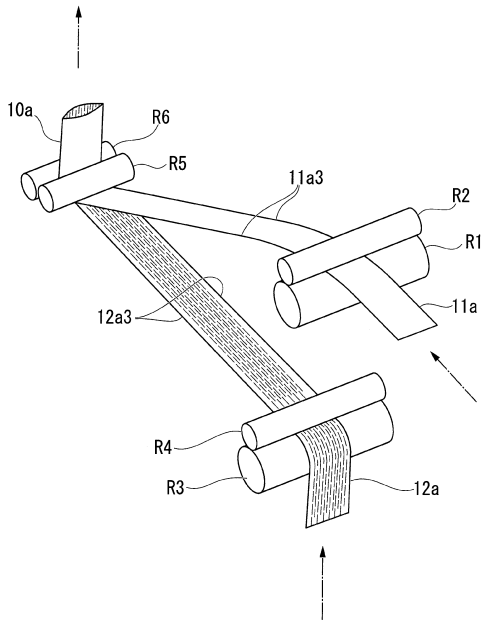


図4

【 図 5 】

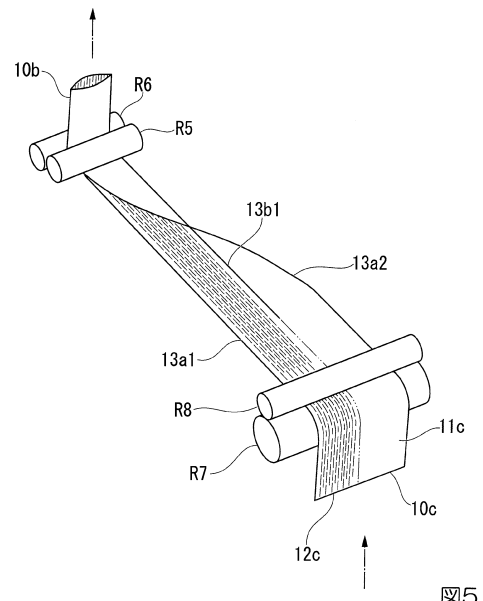


図5

【 図 6 】

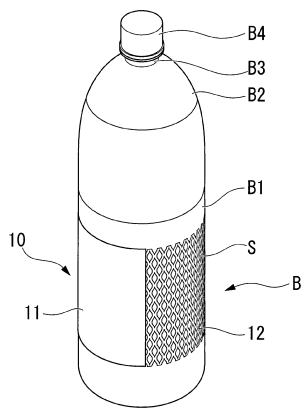


図6

【 図 7 】

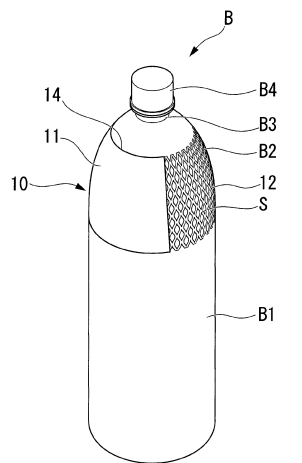


図7

【 図 8 】

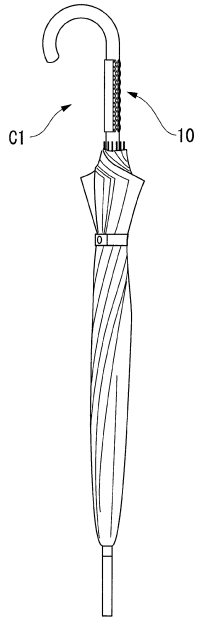


図8

【 図 9 】

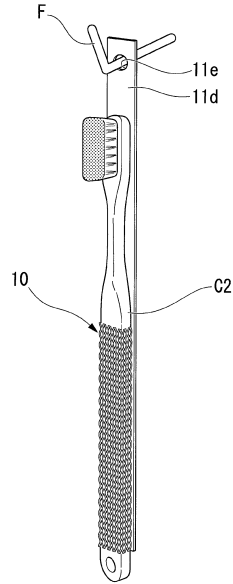


図9

【 図 10 】

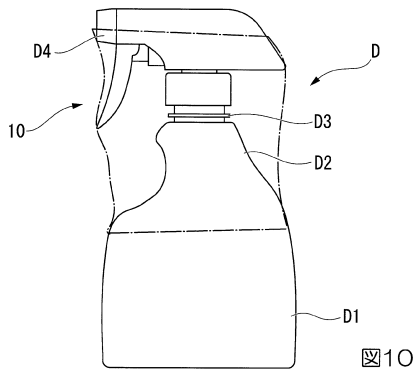


図10

【 図 12 】

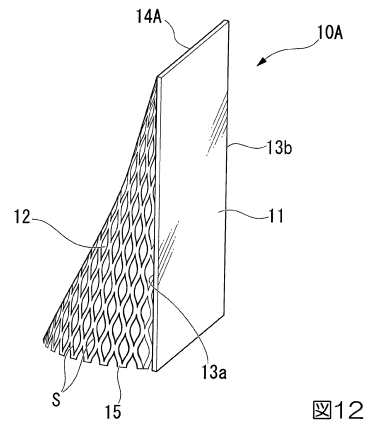


図12

【 図 11 】

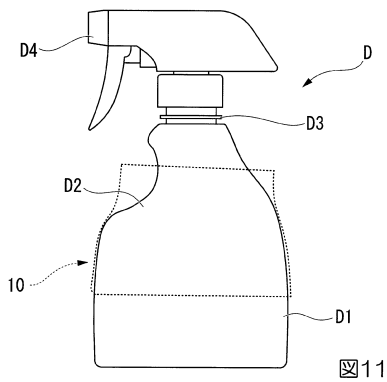


図11

【 図 13 】

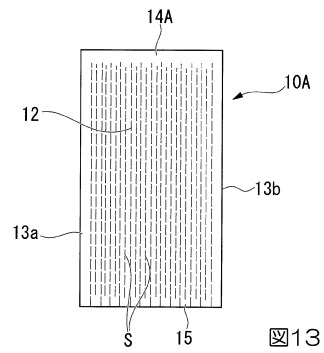


図13

【 図 1 4 】

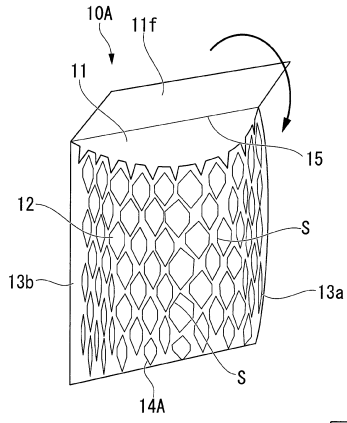


図14

【 図 1 5 】

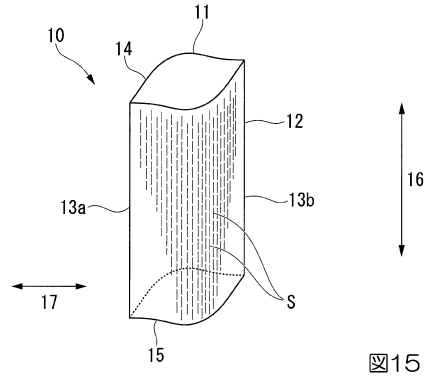


図15

フロントページの続き

- (72)発明者 川田 大介
東京都台東区台東1丁目5番1号 株式会社トッパンTDKレーベル内
- (72)発明者 西島 洋輔
東京都台東区台東1丁目5番1号 株式会社トッパンTDKレーベル内
- (72)発明者 角 克郎
東京都台東区台東1丁目5番1号 株式会社トッパンTDKレーベル内

審査官 谷垣 圭二

- (56)参考文献 米国特許出願公開第2003/0111375(US, A1)
実開昭57-174369(JP, U)
実開昭50-126615(JP, U)
実開昭55-072642(JP, U)
実開平07-009771(JP, U)
特開2011-111163(JP, A)
実開昭54-097318(JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G09F 1/00 - 3/20
B65D 23/00
B65D 25/20